

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（普通徴収記載例）

御注意

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。一括徴収することは義務づけられていません。
 3 1 黒のボールペン又はブルーボールペンで記載してください。転勤（転職）等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 2 1 黒のボールペン又はブルーボールペンで記載してください。転勤（転職）等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

〇〇〇 市町村長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3										
令和××年〇〇月△△日提出			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ										
			氏名又は名称	株式会社 ○×商事										
			代表者の職氏名印 個人番号 又は法人番号	代表取締役 特徴 太郎 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日								
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ	140,000 円	6 月から 8 月まで 円	9 月から 5 月まで 円	× × ・ 8 ・ 31								
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)												
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日													
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2													
1月1日現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1													
給与の支払を受けなくなった後の住所														

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定月
1. 異動が平成 年 12 月 31 日までで、申出があったため (月 日申出)		・
2. 異動が平成 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		・
異動者印		・

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。
(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
普通徴収税額

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名		月分から徴収し、納入します。		
フリガナ	電話		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
氏名又は名称	(内線)		納入書 要 ・ 不要		
代表者の職氏名印					

【提出先】 〒▲▲▲▲—▲▲▲▲▲ ●●市●●●● ▲丁目▲番▲号 ●●市役所●●部●●課●●係

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄		特別徴収義務者指定番号		12-34567	
		宛名番号		1234	
		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)	
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他(特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 月分で納入 月 日納期分) ③ 普通徴収理由 異動の事由のとおり		円 1,200,000 控除社会保険料額 円 60,000	
※ 「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が〇〇万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)				
4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)				
※市町村記入欄					